

児童手当の申請はお済みですか？

令和6年10月分から、児童手当の制度改正により対象者等が拡充されました。

◆制度改正(拡充)内容

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象児童を高校生年代（18歳に達した年度末）までに変更
- ・第3子以降の支給額の増加
- ・多子加算カウント対象児童を22歳に達した年度末までに変更
- ・支給回数を年6回（偶数月）に変更



◆申請について

次に該当する方は申請が必要です。なお、公務員は勤務先での申請となります。

- ・改正前は所得上限限度額を超えていたため、手当の支給対象外であった方
- ・中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- ・18歳に達した年度末以降から22歳に達した年度末までの子を養育しており、それにより第3子以降増額を受ける方

詳しくは子育て支援課ウェブページをご確認ください。



◆申請期限

3月31日[㊤]（令和6年10月分の手当から支給の対象となります）

※期限を過ぎてから申請をした場合は、申請をした月の翌月分からの支給となります。

問合せ 子育て支援課（8階） ☎(20)1573 FAX(20)1606

軽自動車等の変更手続きを忘れずに

軽自動車税（種別割）は、軽自動車、原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等の所有者で次のような場合は、4月1日までに手続きをお願いします。

① 車両の置き場が茂原市でなくなったとき

② 他人へ車両を譲渡したとき

③ 車両を廃棄または解体したとき

※原動機付自転車等をリサイクル業者等に依頼して処分する際は、ナンバープレート（茂原市で交付されたもの）を取り外し、廃車等の手続きを行ってから、引き渡してください。手続きを行わないと、納税義務はなくなりません。

④ 車両を盗難されたとき（警察署への盗難届が必要）

⑤ 所有者が亡くなったとき
また、小型特殊自動車（コンバイン、トラクター、フォークリフト等）は、公道上の走行の有無にかかわらず、所有していれば課税対象となりますので、登録の手続きをお願いします。

種別等		手続きをすところ
茂原市 ナンバー	原動機付自転車 特定小型原動機付自転車 小型特殊自動車	茂原市役所市民税課 ☎(20)1577 または在住市町村役場の担当課
上記以外の ナンバー (袖ヶ浦) (千葉)	軽自動車 (3輪・4輪乗用・貨物)	軽自動車検査協会 千葉事務所 袖ヶ浦支所 ☎050(3816)3116 (音声案内) または管轄事務所
	軽自動車 (2輪のもの) 2輪の小型自動車	千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2025 (音声案内) または管轄事務所

☎(20)1577
FAX(20)1609
市民税課（2階）
問合せ